

再発防止策の協議に関する決議

現在、嘉麻市議会においては、執行部への資料要求等の取り扱いについては、議会申し合わせ事項として「資料要求は、原則として本会議又は委員会の許可を得て行う。ただし、一般質問に係る事前資料の要求を除く。」「資料要求の内容が作成困難なもの及び作成に長時間を要するものについては、執行部と協議する。」ことを議員全員で申し合わせております。

また、平成 20 年 9 月議会には、議会運営の正常化を求める決議を可決し、嘉麻市政治倫理条例第 5 条（市長等及び議員の遵守事項）に求められているように、「議員がその権限や地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図るような働きかけは行わない」ことを再確認したという経過もあります。

このような経過があるにも関わらず、平成 24 年 12 月臨時会において、D－S T B リース契約に係る情報漏洩調査に関する決議案が議員 15 名の連名で提出され、情報漏洩に関する調査特別委員会を設置し、100 条調査権を行使して、情報漏洩に関する全容の解明及び市の対応について調査が進められるという事態となりました。

議会での議論を充実させるため、議員として多種多様な行政情報を得ることは重要なことではありますが、議員が執行部に対して資料要求や働きかけを行う際には、嘉麻市政治倫理条例第 5 条に規定する政治倫理基準を遵守するとともに、公職者としての倫理観を持って行動すべきであることを再確認する必要があります。

情報漏洩に関する調査特別委員会では、関係議員並びに職員に証人尋問を行いながら、全容解明に向けて調査が行われましたが、こういった事案が今後二度と発生しないためにも、議員全員で再発防止策の協議を行い、議員全員が共通した認識を持った中で議会運営を行うことが、円滑な議会運営、さらには円滑な行政運営の実現に繋がるものと考えます。

よって、この再発防止策の協議にあたっては、執行部と連携して協議を行うとともに、議会においては議員全員で構成する議会改革に関する調査特別委員会などにおいて協議を行っていただくことを求めます。

また、執行部においては、議員等から資料要求があった場合の取り扱いに関して要領を定めて取り組んでいます。より実効性のある取り組みとするために、特に、議員から口頭による要請等があった場合についても、日時、要請内容、対応等を記録した報告書の作成を徹底するなど、明確な基準を持って対応することを求めるものであります。

以上、決議する。